

## 開発審査会取扱方針第2号

市街化調整区域における愛知県企業庁が分譲した工業団地等の取扱方針

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第46号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正前の都市計画法第29条第1項第4号が廃止され、従来、愛知県企業庁又は豊橋市土地開発公社等が行う開発行為については許可不要（制限対象外）で取り扱ってきたが、改正法の施行に伴い都市計画法の制限が付加されることとなった。

このことから、市街化調整区域において改正法施行前までに、工業用地、住宅用地として造成され、建築行為に着手していない場合は、都市計画法第43条の許可が改めて必要となるため、下記の第1項又は第2項により取扱うものとする。

- 1 愛知県企業庁の造成した工業用地は次による。
  - (1) 申請に係る建築物の用途は工場又は流通業務施設とすること。
  - (2) 周辺の土地利用上支障がなく、周辺環境に悪影響を及ぼさないものであること。
  - (3) 一画地の最低敷地面積は有効で1,000平方メートルとすること。
  
- 2 豊橋市土地開発公社が造成した住宅用地は次による。
  - (1) 申請に係る建築物の用途は第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物であること。
  - (2) 一画地の最低敷地面積は有効で200平方メートルとすること。

### 附 則

この取扱いは、平成19年11月30日から施行する。

なお、上記により許可したものは、開発審査会の議を経たものとみなす。  
市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。